



宮崎県公報

平成19年3月15日(木曜日) 第1862号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

規則

○宮崎県優良宅地認定事務施行規則及び宮崎県優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則(建築住宅課) 1

告示

- 有害興行の指定(青少年男女参観課) 2
- 民有林の保安林の指定(4件)(自然環境課) 2
- 民有林の保安林の指定の解除予定(") 3
- 道路の区域の変更(11件)(道路保全課) 3
- 道路の供用の開始(14件)(") 6

○廃川敷地等の公示(河川課) 9
公 告

- 宮崎県伝統的工芸品の指定(地域産業振興課) 9
- 宮崎県伝統工芸士の認定(") 9
- 県営土地改良事業に係る換地処分(農村整備課) 9
- 市町村が行う土地改良事業の工事完了の届出(") 10
- 基本測量終了の通知(管理課) 10
- 第一種市街地開発事業の事業計画の変更認可(建築住宅課) 10
- 入札公告(") 10

人事委員会規則

○初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(") 11

規 則

宮崎県優良宅地認定事務施行規則及び宮崎県優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月十五日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第八号

宮崎県優良宅地認定事務施行規則及び宮崎県優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則

(宮崎県優良宅地認定事務施行規則の一部改正)

第一条 宮崎県優良宅地認定事務施行規則(昭和四十九年宮崎県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第六十二条第三項第五号イ」を「第六十二条第三項第五号イ及び第六十八条の六十九第三項第五号イ」に改める。

第二条第一項及び第九条第一項中「又は第六十二条第三項第五号イ」を「第六十二条第三項第五号イ又は第六十八条の六十九第三項第五号イ」に改める。

別記様式第一号及び別記様式第二号中

「第28条の4第3項第5号イ並びに第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ
第63条第3項第5号イ並びに第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ

を
「第28条の4第3項第5号イ並びに第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ
第63条第3項第5号イ並びに第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ
第68条の69第3項第5号イ並びに第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ

に改める。

別記様式第三号中

「第28条の4第3項第5号イ並びに第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ
第63条第3項第5号イ並びに第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ

を
「第28条の4第3項第5号イ並びに第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ
第63条第3項第5号イ並びに第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ
第68条の69第3項第5号イ並びに第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ

に改める。

別記様式第七号及び別記様式第八号中

「第28条の4第3項第5号イ
第63条第3項第5号イ」を
「第28条の4第3項第5号イ
第63条第3項第5号イ
第68条の69第3項第5号イ」に改める。

(宮崎県優良住宅認定事務施行規則の一部改正)

第一条 宮崎県優良住宅認定事務施行規則(昭和四十九年宮崎県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第六十二条第三項第六号」を「第六十二条第三項第六号及び第六十八条の六十九第三項第六号」に改める。

第二条第一項及び第三条第一項中「又は第六十二条第三項第六号」を「第六十二条第三項第六号又は第六十八条の六十九第三項第六号」に改める。

「第28条の4第3項第6号
第31条の2第2項第15号ニ
第62条の3第4項第15号ニ
第63条第3項第6号」を

「第28条の4第3項第6号
第31条の2第2項第15号ニ
第62条の3第4項第15号ニ
第63条第3項第6号
第68条の69第3項第6号」に改め、同様に「又

は第63条第3項第6号」を「第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号」に改める。

別記様式第九号中
「第28条の4第3項第6号
第31条の2第2項第15号ニ
第62条の3第4項第15号ニ
第63条第3項第6号」を

「第28条の4第3項第6号
第31条の2第2項第15号ニ
第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

第63条第3項第6号

第68条の69第3項第6号

附 記

この公報は、平成十九年三月十五日現在のものである。

告 示

宮崎県告示第 226号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成19年3月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
18年－110	映画	ロリ作家 おねだり萌え妄想	オーピー映画	平成19年3月6日
〃－111	〃	変態の恋・蝶 整形美容妻	新日本映像	
〃－112	〃	毛皮のエロス ダイアン・アーバス幻想のポートレイト	ギャガ・コミュニケーションズ	
〃－113	〃	新日本映像ニュース ＜変態の恋・蝶 整形美容妻＞	新日本映像	
〃－114	〃	女医の裏顔 覗かれた秘め事	オーピー映画	
〃－115	〃	ゼロウーマンR ～警視庁0課の女 欲望の代償～	新東宝映画	
〃－116	〃	続・昭和エロ浪漫 一夜のよるめき	オーピー映画	
〃－117	〃	老人と美人ヘルパー 助平な介護	新日本映像	
〃－118	〃	女引越し屋 汗ばむ谷間	オーピー映画	
〃－119	〃	新日本映像ニュース ＜老人と美人ヘルパー 助平な介護＞	新日本映像	
指定理由	内容の全部又は一部が著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 227号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成19年3月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ字岩屋谷4269、4270、4271－1、4273、4274、4275－3、4276、4279－1、4279－3、椎葉村大字下福良字夜狩内 403－35（次の図に示す部分に限る。）、476－14

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字岩屋谷4271－1・4275－3・字夜狩内 476－14・403－35（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）、字岩

屋谷4269、4274

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 228号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成19年3月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字後戸ノ内3397-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字後戸ノ内3397-1 (次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 229号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成19年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字受ノ谷8760-1、字戸屋ノ尾8792
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字受ノ谷8760-1・字戸屋ノ尾8792 (以上 2 筆について、次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 230号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成19年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字舟ノ尾2257-2
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 231号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第26条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定を解除する予定である。

平成19年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 解除予定に係る民有林の保安林の所在場所
東臼杵郡椎葉村大字下福良字尾平 509-17・509-95・509-202・字野老ヶ八重 666-5・666-13 (以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 民有林の保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 232号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月15日から平成19年 3 月29日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 265号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字尾平	旧	8.9 ~ 25.5	104.0
			509番23地 先から同郡同村同大字同字 509番23地先まで	新	10.8 ~ 39.7	104.0

宮崎県告示第 233号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月15日から平成19年 3 月29日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 65号	東臼杵郡椎 葉村大字下 福良字下椎 葉 511番43 地先から同 郡同村同大 字字尾平 5 09番95地先 まで	旧	4.5 ～ 45.6	1991.0
				新	4.5 ～ 45.6	1991.0
				新	11.2 ～ 57.6	555.0

宮崎県告示第 234号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月15日から平成19年 3 月29日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 65号	児湯郡西米 良村大字村 所字笹尾 5 88番 1 地先 から同郡同 村同大字同 字 587番 1 地先まで	旧	3.6 ～ 4.6	68.8
				新	4.2 ～ 20.4	61.3

宮崎県告示第 235号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月15日から平成19年 3 月29日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡椎 葉村大字下 福良字尾平 509番 173 地先から同 郡同村同大 字同字 509	旧	4.5 ～ 45.6	1070.0
				新	8.7 ～ 57.6	1086.0

			番95地先 まで			
--	--	--	-------------	--	--	--

宮崎県告示第 236号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月15日から平成19年 3 月29日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡椎 葉村大字松 尾字佐土原 1430番 5 地 先から同郡 同村同大字 字ロクロ14 81番10地先 まで	旧	6.0 ～ 42.8	1023.0
				新	6.0 ～ 42.8	1023.0
				新	11.8 ～ 60.2	1000.8

宮崎県告示第 237号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月15日から平成19年 3 月29日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡椎 葉村大字大 河内字大河 内1012番6 地先から同 郡同村同大 字同字1012	旧	11.0 ～ 47.0	90.0
				新	33.0 ～ 78.4	90.0

			番 6 地先ま で			
			東白杵郡椎 葉村大字大 河内字大河 内1012番 6 地先から同 郡同村同大 字同字1012 番 6 地先ま で	旧	21.0 ~ 39.8	27.5
			東白杵郡椎 葉村大字大 河内字大河 内1012番 90 地先から同 郡同村同大 字同字1012 番 90 地先ま で	新	21.0 ~ 46.0	27.5
			東白杵郡椎 葉村大字大 河内字大河 内1012番 1 55地先から 同郡同村同 大字同字10 12番 155地 先まで	旧	8.0 ~ 9.0	14.2
			東白杵郡椎 葉村大字大 河内字大河 内1012番 1 55地先から 同郡同村同 大字同字10 12番 155地 先まで	新	8.0 ~ 17.0	14.2
			東白杵郡椎 葉村大字大 河内字大河 内1012番 1 55地先から 同郡同村同 大字同字10 12番 155地 先まで	旧	8.0 ~ 9.0	17.0
			東白杵郡椎 葉村大字大 河内字大河 内1012番 1 55地先から 同郡同村同 大字同字10 12番 155地 先まで	新	15.0 ~ 17.0	17.0

宮崎県告示第 238号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月15日から平成19年 3 月29日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
39	県道	西都南 郷線	西都市大字 八重字柳 2 30番 3 地先 から同市同 大字同字 2 30番 3 地先 まで	旧	7.2 ~ 8.0	11.0
				新	7.2 ~ 20.6	11.0

宮崎県告示第 239号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月15日から平成19年 3 月29日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
42	県道	都城野 尻線	西諸県郡高 原町大字後 川内字猿口 4660番14地 先から同郡 同町同大字 同字4660番 14地先まで	旧	18.7 ~ 20.5	24.0
				新	29.5 ~ 36.0	24.0

宮崎県告示第 240号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月15日から平成19年 3 月29日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
43	県道	北川北 浦線	東白杵郡北 川町大字川 内名字土々 呂ヶ内山 3 50番11地先 から同郡同 町同大字同 字 355番 1 地先まで	旧	6.9 ~ 32.4	120.4
				新	11.0 ~ 38.3	118.4

宮崎県告示第 241号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月15日から平成19年 3 月29日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
204	県道	下野鹿 狩戸線	西臼杵郡高 千穂町大字 岩戸字古森 1734番1地 先から同郡 同町同大字 同字1734番 1地先まで	旧	4.4 ~ 5.0	24.4
				新	4.6 ~ 13.0	

宮崎県告示第 242号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月15日から平成19年 3 月29日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
432	県道	元狩倉 日南線	日南市大字 吉野方字弓 場津留7300 番 5 地先か ら同市同大 字字中河原 7180番地先 まで	旧	6.0 ~ 12.5	410.0
				新	9.9 ~ 15.4	

宮崎県告示第 243号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月15日から平成19年 3 月29日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 65号	東臼杵郡椎 葉村大字下 福良字尾平 509番23地 先から同郡 同村同大字 同字 509番 23地先まで	平成19年 3 月15日

宮崎県告示第 244号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月15日から平成19年 3 月29日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 65号	東臼杵郡椎 葉村大字下 福良字下椎 葉 511番43 地先から同 郡同村同大 字字尾平 5 09番95地先 まで	平成19年 3 月28日

宮崎県告示第 245号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月15日から平成19年 3 月29日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 65号	児湯郡西米 良村大字村 所字笹尾 5 88番 1 地先 から同郡同 村同大字同 字 587番 1 地先まで	平成19年 3 月15日

宮崎県告示第 246号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月15日から平成19年 3 月29日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡椎 葉村大字下 福良字尾平 509番 173 地先から同 郡同村同大 字同字 509 番95地先ま で	平成19年 3 月28日

宮崎県告示第 247号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月15日から平成19年 3 月29日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡椎 葉村大字松 尾字佐土原 1430番 5 地 先から同郡 同村同大字 字ロクロ14 81番10地先 まで	平成19年 3 月15日
			東臼杵郡椎 葉村大字松 尾字下屋敷 409番 1 地 先から同郡 同村同大字 字ロクロ14 81番10地先 まで	

宮崎県告示第 248号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月15日から平成19年 3 月29日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 88号	延岡市北浦 町三川内字 野々水流17 32番 1 地先 から同市同 町三川内同 字1675番 1 地先まで	平成19年 3 月25日

宮崎県告示第 249号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月15日から平成19年 3 月29日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 88号	延岡市北浦 町三川内字 黒麦尾2702 番 1 地先か ら同市同町 三川内字佐 土川内2758 番40地先ま で	平成19年 3 月25日

宮崎県告示第 250号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月15日から平成19年 3 月29日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 88号	延岡市北浦 町三川内字 佐土川内27 58番40地先 から同市同 町三川内同 字2758番38	平成19年 3 月31日

地先まで

宮崎県告示第 251号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月15日から平成19年 3 月29日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡椎 葉村大字大 河内字大河 内1012番 6 地先から同 郡同村同大 字同字1012 番 6 地先ま で	平成19年 3 月15日
			東臼杵郡椎 葉村大字大 河内字大河 内1012番 6 地先から同 郡同村同大 字同字1012 番 6 地先ま で	
			東臼杵郡椎 葉村大字大 河内字大河 内1012番90 地先から同 郡同村同大 字同字1012 番90地先ま で	
			東臼杵郡椎 葉村大字大 河内字大河 内1012番 1 55地先から 同郡同村同 大字同字10 12番 155地 先まで	

宮崎県告示第 252号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月15日から平成19年 3 月29日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
39	県道	西都南 郷線	西都市大字 八重字柳 2 30番 3 地先 から同市同 大字同字 2 30番 3 地先 まで	平成19年 3 月15日

宮崎県告示第 253号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月15日から平成19年 3 月29日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
42	県道	都城野 尻線	西諸県郡高 原町大字後 川内字猿口 4660番14地 先から同郡 同町同大字 同字4660番 14地先まで	平成19年 3 月15日

宮崎県告示第 254号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月15日から平成19年 3 月29日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
43	県道	北川北	東臼杵郡北	平成19年 3 月25日

浦線	川町大字川内名字土々呂ヶ内山 350番11地先から同郡同町同大字同字 355番 1 地先まで
----	--

宮崎県告示第 255号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月15日から平成19年 3 月29日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
204	県道	下野鹿狩戸線	西臼杵郡高千穂町大字岩戸字古森 1734番 1 地先から同郡同町同大字同字1734番 1 地先まで	平成19年 3 月15日

宮崎県告示第 256号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月15日から平成19年 3 月29日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
432	県道	元狩倉日南線	日南市大字吉野方字弓場津留7300番 5 地先から同市同大字字中河原 7180番地先まで	平成19年 3 月15日

宮崎県告示第 257号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（

昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。
なお、関係図面は、宮崎県土木部河川課及び宮崎県高鍋土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 河川の名称
二級河川名貫川水系名貫川
- 廃川敷地等が生じた年月日
平成19年 3 月15日
- 廃川敷地等の位置
児湯郡都農町大字川北字新別府下原1958番地先から児湯郡都農町大字川北字新田2294番 1 地先まで
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地 23,405.07㎡

公 告

宮崎県伝統的工芸品の指定に関する要綱（昭和58年 2 月10日定め）の規定に基づき、宮崎県伝統的工芸品を次のとおり指定した。

平成19年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県伝統工芸品	製作者を構成員とする組合等の名称（個人にあっては製造所の名称・屋号・商号）	組合等の所在地（個人にあっては事業所の所在地又は住所）	組合等の代表者の氏名（個人にあっては、氏名）	指 定年月日
ごったん	美木工房	三股町大字餅原 966番地 3	黒木 俊美	平成19年 3 月12日
めんば	甲斐 安正	諸塚村大字七ツ山 609番地 12	甲斐 安正	

宮崎県伝統工芸士の認定に関する要綱（昭和58年 2 月10日定め）の規定に基づき宮崎県伝統工芸士を次のとおり認定した。

平成19年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県伝統工芸士	住 所	宮崎県伝統的工芸品名	認 定年月日
黒木 俊美	三股町大字樺山3274番地80号	ごったん	平成19年 3 月12日
甲斐 安正	諸塚村七ツ山 609番地 12	めんば	

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、柳瀬地区県営土地改良事業（西都市及び新富町、県営経営体

育成基盤整備事業)に係る換地処分をした。

平成19年3月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事を完了した旨の届出があった。

平成19年3月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

届出者		工事が完了した事業			完了年月日
事業主体名	市町村名	地区名	市町村名	事業名	
小林市	小林市	観請原	小林市	基盤整備促進事業	平成18年1月13日

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、平成18年宮崎県公報第1782号による基本測量(精密測地網高精度三次元測量及び特定地域高精度三次元測量)が平成19年1月31日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成19年3月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第7条の16第1項の規定により、第一種市街地再開発事業の施行に係る事業計画の変更について認可したので、同法第7条の16第2項において準用する同法第7条の15第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年3月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 第一種市街地再開発事業の名称
橋通東三丁目地区第一種市街地再開発事業
- 事務所の所在地
宮崎市橋通東3丁目4番12号 株式会社宮崎山形屋内
- 施行認可の年月日
平成18年12月7日
- 事業計画の変更の認可の年月日
平成19年3月7日

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成19年3月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 競争入札に付する事項
 - 借入物品及び数量 LAN用クライアントパソコン 1式(クライアントパソコン、周辺機器、ソフトウェア、据付工事等)
 - 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - 納入期限 平成19年7月31日
 - 契約期間 平成19年8月1日から平成24年7月31日まで(60月)
 - 納入場所 入札説明書による。
 - 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記

載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

- 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成18年宮崎県告示第201号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理(システム開発を含む。)、データエントリー及びその他のものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

- 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県地域生活部情報政策課システム運用担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7045

イ 提出期限 平成19年4月16日午後5時

ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送にあつては、書留郵便に限る。)により提出すること。

4 契約条項を示す場所及び期間

- 場所 宮崎県地域生活部情報政策課システム運用担当
- 期間 平成19年3月15日から平成19年4月26日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札説明書及び仕様書の交付

- 場所 宮崎県地域生活部情報政策課システム運用担当
- 期間 平成19年3月26日から平成19年4月16日まで(土曜日、

日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

6 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については平成19年 4 月16日午後 5 時まで受け付ける。なお、入札に関する質問にあっては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メール又はホームページで通知する。

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県地域生活部情報政策課システム運用担当
- (2) 提出期限 平成19年 4 月26日午後 5 時
- (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁 7 号館 3 階 734会議室
- (2) 日時 平成19年 4 月27日午前11時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第 2 号)第 100 条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125 条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県地域生活部情報政策課システム運用担当

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機構(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きの停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the service required : Client Personal Computer for Local Area Network,1set
- (2) Time limit for tender: 5:00.p.m.26 April 2007
- (3) Contact point for the notice:Regional Affairs Department Section Information Administration Division Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 TachibanadoriHigashi, Miyazaki Ciy, 880-8501 Japan. TEL : 0985-26-7045

人事委員会規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月十五日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第一号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和四十八年宮崎県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の教育職給料表(級別標準職務表の表中「又は栄養教諭」

や「、栄養教諭又は実習教師」とある)を「又は栄養教諭」とする。

備考

この表において「実習教師」とは、県立高等学校管理運営規則(平成14年宮崎県教育委員会規則第 8 号)第50条第 3 項、県立の盲学校、聾学校及び養護学校の管理運営規則(平成14年宮崎県教育委員会規則第 9 号)第49条第 3 項又は県立中等教育学校管理運営規則(平成14年宮崎県教育委員会規則第10号)第49条第 3 項の規定により教育委員会が命じた職員をいう。

お問い合わせ

この規則は、平成十九年四月一日から適用する。